

郵便での住民票謄・抄本の取り寄せについて

- 住民票謄・抄本は、住民登録地の市町村役場で交付しますが、下記の要領で、郵便でも取り寄せることができます。

記

- 裏面の住民票謄・抄本交付申請書に必要事項を記入してください。
 - ※ 昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。
 - ※ 住民票に「世帯主との続柄」の表示、「本籍」の表示が必要かどうかについても必ず記入してください。
 - ※ 個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載された住民票が必要な方は、住民票請求の理由欄に「個人番号（又は住民票コード）の記載が必要」と記載のうえ請求理由を必ず記入してください。
- 手数料を同封してください。

【手数料】 住民票謄・抄本 1通 300円

 - ※ 手数料は、定額小為替（郵便局にて購入）でお願いします。
- 返送用の封筒を同封してください。
 - ※ 返送用の封筒には、返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。
 - ※ お急ぎの場合は、速達料金の郵便切手を貼ってください。
- 本人確認書類の写しを同封してください。

個人番号カード（マイナンバーカード）・運転免許証・顔写真付き住民基本台帳カード・国民健康保険証・在留カードなど請求者の氏名と住所が確認できる官公署が発行した身分証明書の写し

 - ※ 有効期限の定めがあるものは、有効期間内のものに限ります。
- 法定代理人による請求の場合は、戸籍謄本の写しを同封してください。
- 本人に代わって代理人が請求する場合は、本人の委任状等が必要です。

- 住民票の謄本と抄本の違いについて

- ※ 住民票謄本には、住民登録されている世帯全員が記載されます。
- ※ 住民票抄本には、住民登録されている世帯員の中で、必要な人だけ記載されます。

